

## 公的年金制度の企画立案と事業実施の関係について

### <現状>

- 法制度の企画立案を行う年金局においては、立法経緯、趣旨や主な内容に関する施行通知等を、事業実施を所管する都道府県知事（地方事務官時代）や社会保険庁運営部長宛に発出しているが、法律の規定の解釈通知は発出していない。
  - 厚生年金保険、国民年金の事業実施を所管する社会保険庁においては、立法趣旨との整合性を確認する等、必要に応じて年金局と協議を行い、事業実施に必要な法令の解釈通知を発出している。
- ※ 年金局と社会保険庁は、一方が他方を指導・監督する関係にないため、上記のような役割分担の下、個別具体的な事案については両方で協議を行い、連携を図ってきた。

### <主な参考事例>

	法制度の企画立案…年金局	事業実施に必要な法令の解釈・通知…社会保険庁
事業所への厚生年金保険の適用	<p>○ 厚生年金保険法第6条において、適用事業所について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時5人以上の従業員を使用する、<u>通信又は報道の事業等の16業種</u>に該当する個人事業所</li> <li>・ <u>法人の事業所</u>であって常時従業員を使用するものと規定している。</li> </ul>	<p>○ 「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」（平成19年庁保発第0410001号）（社会保険庁運営部医療保険課長通知）により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人登記簿情報や雇用保険の適用事業所情報等により未適用事業所を把握し、加入勧奨・加入指導を実施すること</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・これに応じない事業所に対しては、職権適用を実施することとしている。</li> </ul> <p>○適用事業所に該当するか否かは、定款等により実質的に判断している。</p>
厚生年金保険における報酬の範囲	<p>○厚生年金保険法第3条において、報酬について「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と定義している。</p>	<p>○「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改訂の取扱いについて」（昭和37年保険発第71号）（健康保険・厚生年金保険課長連名通知）により報酬として取り扱う通勤手当の範囲について定める等、通知により事業主から支払われる各手当について報酬として取り扱う範囲を定めている。</p>
パート労働者への厚生年金保険の適用	<p>○厚生年金保険法第9条において、厚生年金の被保険者について、「<u>適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。</u>」と規定している。</p> <p>○厚生年金保険法第12条において、日雇労働者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者等の臨時に使用される者や季節的業務に使用される者等については厚生年金保険の適用除外と</p>	<p>○内かん（昭和55年6月6日 保険局保険課長、社会保険庁健康保険課長、社会保険庁厚生年金保険課長）により、厚生年金の被保険者について、通常の労働者の所定労働日数の4分の3以上である短時間労働者に適用することとしている。</p>

	<p>することを規定している。</p> <p>※現在国会で継続審議扱いとされている被用者年金一元化法案においては、パート労働者に対する適用を拡大する内容を盛り込み、法律で右記の適用基準を拡大したものを法定しているところ。</p>	
<p>国民年金の職権適用</p>	<p>○国民年金法第7条において、「第1号被保険者は、被用者年金の被保険者等及び被扶養配偶者を除く、<u>20歳以上60歳未満の者</u>」と規定している。</p> <p>○国民年金法第12条において、「被保険者は、資格の取得及び喪失等について<u>市町村長に届け出なければならない</u>」と規定している。</p>	<p>○「国民年金手帳の作成交付について」（昭和38年庁保険発第17号）（社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）により、20歳に到達した者については、加入勧奨を行った後、被保険者資格取得届の提出がない者について国民年金被保険者の資格を取得した者と職権で認定し、年金手帳を送付することとしている。</p> <p>○平成7年には、「平成7年度における国民年金の事業運営について」（平成7年庁文発第1966号）（社会保険庁運営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知）により、20歳に到達した者に対する職権適用の本格的な実施を開始した。</p> <p>○平成17年には、「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について」（平成17年庁保険発第0420001号）（社会保険</p>

		<p>庁運営部年金保険課長通知)により、第2号被保険者、第3号被保険者の資格喪失後、届出勧奨を行ってもなお届出がない者について職権適用することとしている。</p>
基礎年金番号	<p>○国民年金法第13条において、「社会保険庁長官は、被保険者について国民年金手帳を作成し、交付する」と規定している。</p>	<p>○基礎年金番号導入に当たっては、年金手帳の様式を定める省令を改正し、国民年金手帳に基礎年金番号を記載することとした。また、国民年金法施行規則を改正し、第1条に基礎年金番号の定義を規定するとともに、資格喪失等の各種届出を行う際は基礎年金番号を記載することとした。</p>